

梅小路公園のネーミングライツ契約事業者の募集への質問の回答

質問内容

応募書類 (6) 京都市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）について、「誓約者並びにその役員及び使用人の名簿」に記載すべき役員の範囲はどこまででしょうか。
代表取締役、取締役、社外取締役、監査役（常勤・非常勤）まで含まれますか。

（回答）

条例・規則に基づいて誓約書の徴収を行っており、それに定められているとおりの役員範囲で記載をお願いしております。参考に誓約書の役員範囲記載例を添付いたしますのでご確認ください。

（参考）

誓約書に記載すべき「役員」及び「使用人」の範囲は次のとおりです。

役員	その業務の執行、業務の監査等の職権を有する者（例：取締役、監査役）
使用人	① 営業所、事務所その他の組織の業務を統括する者（例：支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長） ② 営業所、事務所その他の組織において、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者（例：部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長）